

国民年金保険料は、税金の負担が軽減!!

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が軽減されます。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付等が必要です。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されていますので、申告の際まで大切に保管してください。

《社会保険庁の問い合わせ窓口》
控除証明書専用ダイヤル ☎0570-00-9911
(平成19年3月16日まで、平日9:00～17:00)

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

離婚時の厚生年金の 分割制度について

基本的な仕組み

離婚時の厚生年金の分割制度は、平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、離婚等をした当事者間の合意又は裁判手続きにより按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間等の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

平成19年4月1日以後に、離婚した場合、婚姻が取り消された場合又は事実婚姻係が解消したと認められる場合に限り、請求することができます。

按分割合については、当事者間の話し合いにより定めることとなりますが、当事者間の話し合いがまとまらず合意に至らない場合、当事者の一方が家庭裁判所に対して申し立てをし、裁判手続きによって定めることができます。

保険料納付記録とは、厚生年金保険料の算定の基礎となった標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）のことをいい、厚生年金の年金額は、この標準報酬を基礎として計算されます。

保険料納付記録の分割は、当事者それぞれの対象期間（例：婚姻期間）の保険料納付記録を現在価値に換算した額の総額（対象期間標準報酬総額）を算出して、その額の多い方から少ない方に対して保険料納付記録の一部を分割するものです。年金分割の請求については、請求期限が定められております。例えば、離婚した場合は、原則として離婚した日の翌日から起算して2年を経過したときは、請求することができません。

分割による主な効果
保険料納付記録が

減額された方（図A）

老齢厚生年金の額については、自身の保険料納付記録の一部（図）が相手方に分割された残りの保険料納付記録（図）を基礎として計算されます。

保険料納付記録が増額された方（図B）

相手から分割された保険料納付記録は、原則として、受給資格期間には算入されないため、自身の保険料納付記録によって受給資格期間を満たすことが必要です。

